平成２０年（フ）第１０３号
岩手県奥州市水沢区字日高西114番地４、旧住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字嶋舘35番地６
破産者　佐藤　鶴雄
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２０年（フ）第１０４号
岩手県奥州市水沢区字日高西114番地４、旧住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字嶋舘35番地６
破産者　佐藤　温子
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第９４号
秋田県横手市大屋新町字法竜231番地
破産者　阿部　順子
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１３２号
秋田県横手市雄物川町薄井字薄井148番地７
破産者　小西　禮一
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第６６号
秋田県大仙市太田町横沢字泥窪553番地
破産者　川原千代子
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第３４号
山形県新庄市大字角沢293番地の32
破産者　松澤　裕一
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第１９３号
福島県田村郡三春町字渋池29番地
破産者　加藤木工務店こと　加藤木雄一
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
福島県いわき市明治団地40番地の６　ラ・ボヌール１Ｆ－３
破産者　石岡　　武
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１１０号
埼玉県熊谷市星川２丁目95番地
破産者　中島　泰子
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７７号
埼玉県熊谷市下奈良770番地１　国井興業内
破産者　小川　秀自
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１７６６号
横浜市保土ケ谷区川島町1472番地　西原アパート９棟104号
破産者　佐久川昌明
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０６３号
横浜市青葉区恩田町1006番地　鈴木荘１号室
破産者　榎本　昭治
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４４号
川崎市川崎区東門前２丁目５番27号
破産者　佐藤　　宏
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第３４１号
富山県砺波市五郎丸688番地９、開始決定時の住所富山県砺波市大辻709番地２　アルカディアⅢ―201号室
破産者　沼田　正信
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１７１号
富山県小矢部市桜町1239番地
破産者　山上千代子
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第９６号
岐阜県大垣市船町１丁目17番地　住吉ガーデン401
破産者　清水　　錦
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
大阪府貝塚市森312番地の１、申立時の住所大阪府貝塚市森829番地の15
破産者　安枝　三恵
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
大阪府岸和田市上野町東８番14号
破産者　荒川　裕一
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
大阪府泉佐野市南中岡本448番地の８
破産者　尾下　久美
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係